

事業主の皆さまへ
従業員の方の老後に備え

個人型確定拠出年金制度（iDeCo）のご案内

このう積立年金プラン



老後への備えに関するご相談は
あなたの街の「信用金庫」へ

本パンフレットは、従業員の方が「このう積立年金プラン」に加入される際に必要となる事業主の方の手続きなどについて簡単にまとめたものです。従業員の方が「このう積立年金プラン」に加入することができるよう、ぜひご協力をお願いします。

興能信用金庫

確定拠出年金とは・・・

確定拠出年金は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。

確定拠出年金には、「個人型」と「企業型」の2つのタイプがあります。

個人型確定拠出年金の加入者は、これまで企業年金のない企業にお勤めの方、自営業者の方などに限られていましたが、平成29年1月からは、企業年金を実施している企業にお勤めの方や公務員、専業主婦の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになりました。

◆「個人型確定拠出年金（iDeCo）」

個人が任意に加入し、自ら掛金を拠出します。

◆「企業型確定拠出年金」

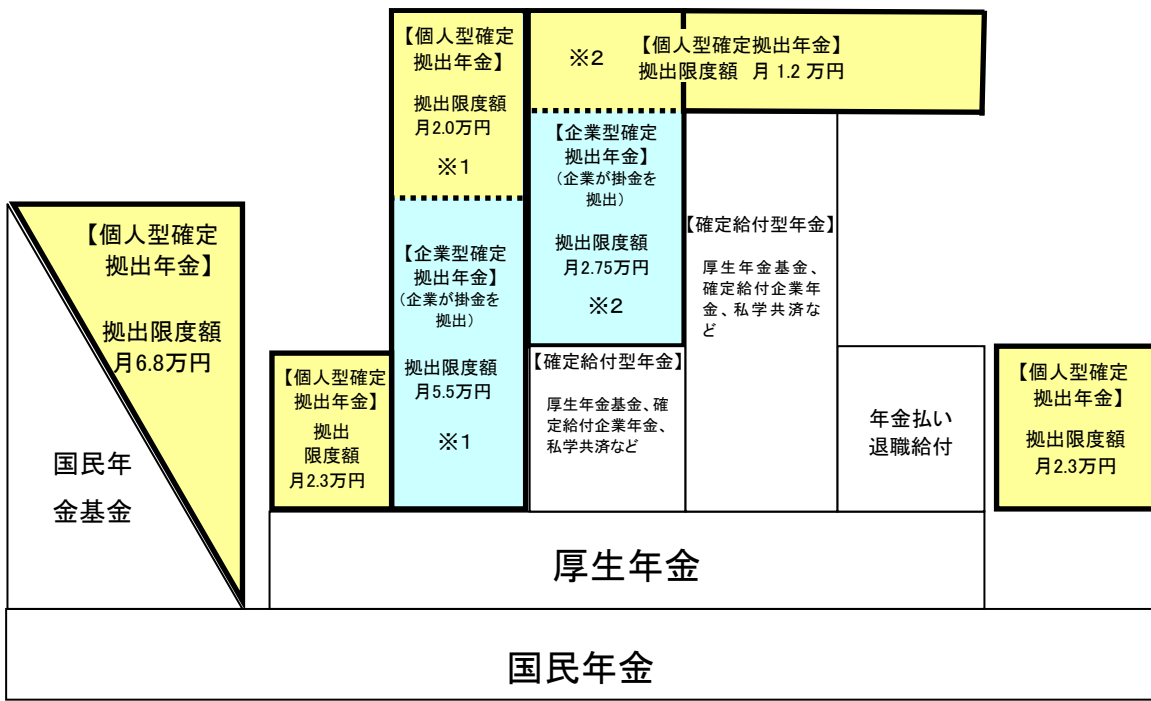
企業が自社の企業年金制度として導入し、従業員の方のために掛金を拠出します。

☆ **iDeCo（イデコ）**とは

個人型確定拠出年金の愛称です。個人型確定拠出年金の英語表記（ individual - type **Defined Contribution** pension Plan）から親しみやすい響きの「イデコ」としました。

また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。

【確定拠出年金の位置づけ】



自営業者等 (第1号被保険者)	民間サラリーマン等 (第2号被保険者)	公務員等 (第2号)	専業主婦等 (第3号)
--------------------	------------------------	---------------	----------------

※1 企業型確定拠出年金のみを実施する企業にお勤めの場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額 42 万円(月額 3.5 万円)とすることが規約で定められている場合に限り、個人型確定拠出年金への加入が可能

※2 企業型確定拠出年金と確定給付型年金を実施する企業にお勤めの場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額 18.6 万円(月額 1.55 万円)とすることが規約で定められている場合に限り、個人型確定拠出年金への加入が可能

個人型確定拠出年金の特徴

税制優遇

- ・拠出した掛金の全額が「所得控除」の対象となり、所得税と住民税が優遇されます。
- ・運用で得られる利息、収益分配金等は非課税です。
- ・老齢給付金は、年金なら「公的年金等控除」、一時金なら「退職所得控除」が適用されます。

ポータビリティ

- ・転職先の企業が企業型確定拠出年金を実施している場合等は、それまで積み立ててきた年金資産を移換できます(移換時は、年金資産が一旦現金化されます。)

自己責任による運用

- ・自分の年金資産の運用方法を自分で決められます。ただし、運用の結果については、加入者自身が責任を負うことになります。
- ・運用商品の選択肢が3つ以上提示(そのうち一つは元本確保型の商品)され、その中から選択することになります。
- ・選択した運用商品は、随時変更できます。

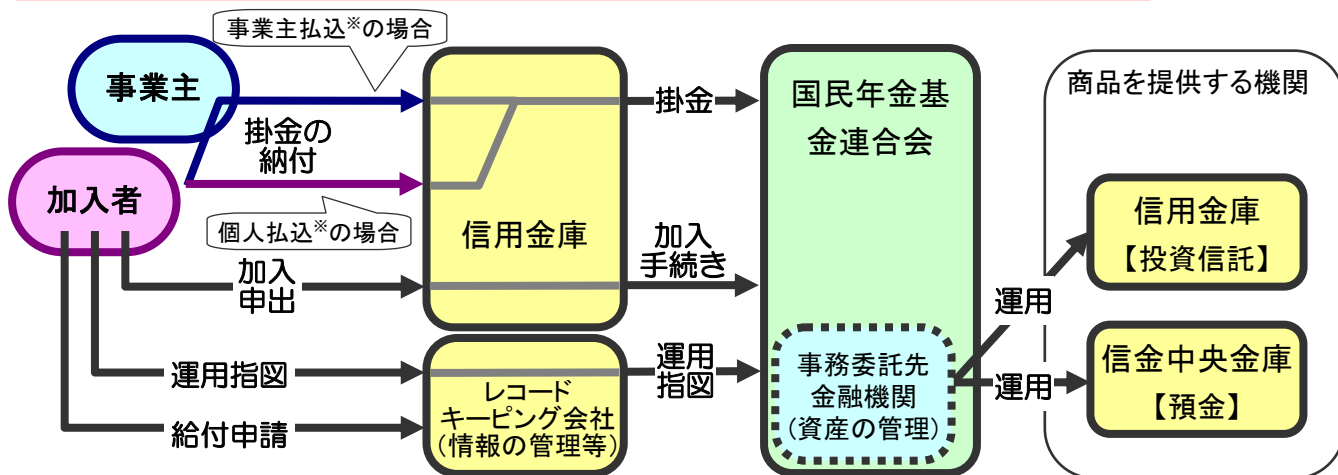
給付

- ・老齢給付は、所定の年齢(加入期間10年以上の場合は60歳)から受け取れます。
- ・障害の状態になったときは障害給付金が、死亡したときは死亡一時金が給付されます。

その他

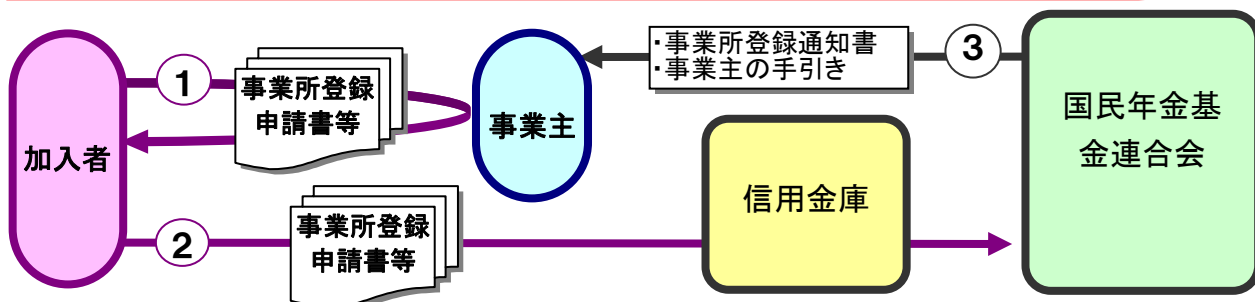
- ・手数料がかかります。
- ・原則として中途換金(脱退)できません。

個人型確定拠出年金の仕組み



※事業主払込とは掛金の引落口座を事業主口座とすることです。また、個人払込とは掛金の引落口座を加入者個人の口座とすることです。

事業主が行う手続き(フロー図)



事業主が行う手続き (必要書類)

1

事業所登録申請書兼
第2号加入者に係る
事業主の証明書

2

個人型年金加入申出書
(第2号被保険者用)

3

預金口座振替依頼書兼
自動払込利用申込書

複写

従業員の方が「個人型確定拠出年金」への加入を希望されるときは、勤務する企業の事業主(厚生年金適用事業所の事業主)の方が国民年金基金連合会に「事業所登録」を行う必要があります。事業所登録が完了すると「事業所登録通知書」と「事業主の手引き」が国民年金基金連合会から送付されます。

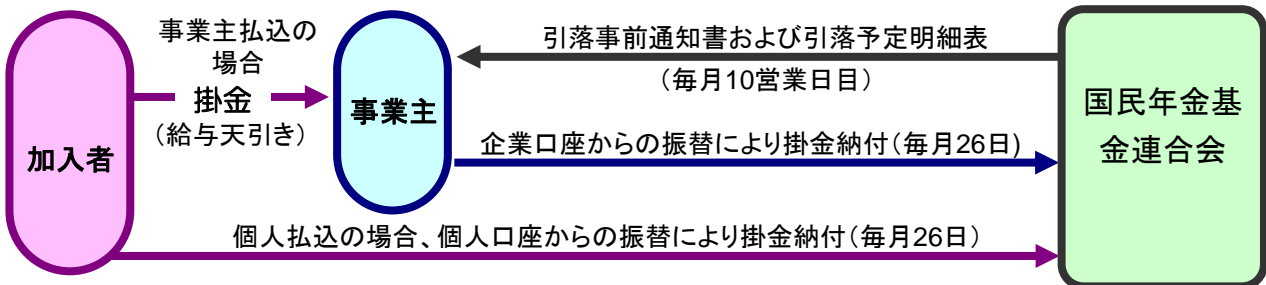
掛金の納付は、原則として、給与天引きのうえ、掛金の支払口座(掛金を引き落とす口座)を事業主口座とする「事業主払込」となります。ただし、加入する従業員の方が希望する場合は、加入者個人の口座とする「個人払込」を選択することもできます。「事業主払込」を初めて行う場合、左記の書類に必要事項を記入します。

1

2

3

掛金の事業主払込



その他の事業主の手続き

他年金等の加入状況の確認

毎年1回、レコードキーピング会社から、「第2号加入者の届出書(事業主取りまとめ)兼第2号加入者に係る事業主の証明書」が送付されます。登録事業所の事業主の方は、この一覧表において、加入者である従業員の方の他年金の資格取得の有無について確認し、レコードキーピング会社に返送してください。

加入者の退職時の手続き

事業主払込(給与天引き)で掛金を納付している従業員の方が退職した場合は、直ちに「退職者に係る掛金引落停止依頼書」を事務処理センターに直接送付してください。

諸変更の届出

以下の諸変更については、信用金庫を通じて事務処理センターへの書類送付が必要となります。

- ・事業所の名称または所在地の変更
- ・掛金の引落口座または納付方法の変更 など

掛金の所得控除

拠出した掛金は、全額が加入者の所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となります。

- ◆事業主払込(給与天引き)の場合
給与等の源泉徴収額の算出にあたっては、その給与等の金額から社会保険料の金額と小規模企業共済等掛金の金額の合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払いがあったものとみなして計算することになります。
- ◆個人払込の場合
加入者ご本人が年末調整の際に提出する「保険料控除申告書」の金額に基づいて所得控除を行います。「保険料控除申告書」には「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付する必要があります。同証明書は、毎年11月頃、国民年金基金連合会からご本人に送付されます。

事業主の皆さまへのお願い

★従業員の方が「個人型確定拠出年金」に加入すると・・・

①従業員の方の老後所得保障の充実を期待できます。

②企業年金の代替的な役割を期待できます。

従業員の方と事業主の方の双方が「個人型確定拠出年金」をうまく活用すれば、老後資金準備および税制面において、企業年金の導入と類似した効果を期待できます。

従業員の方が「個人型確定拠出年金」に加入されるにあたっては、証明書などの手続き書類の作成や掛金の事業主払込など、勤務する企業のご協力が必要です。(法令上等でも、事業主の協力義務が定められています。)
ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

従業員の方に このよう積立年金プランのご案内を！

信用金庫によるサービス

◆ コールセンターサービス ☎03-6202-0474

確定拠出年金に関するさまざまなご質問・ご相談に、しんきん確定拠出年金コールセンターがお答えします。

◆ インターネットサービス <http://www.wam.abic.co.jp/contents/C511000/portal/8pf081iqydig.html>

確定拠出年金のご説明、投資に関する情報をインターネットでご提供しています。

※上記コールセンターおよびインターネットサービスは信金中央金庫が運営しています。

Q & A

Q:レコードキーピング会社とは？

A:①加入者の方の取引履歴などの情報管理、②残高照会への対応、③加入者の方からの運用指図の取りまとめ、④給付の裁定などを行っている会社(「日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(略称「JIS&T社」)」)です。

Q:国民年金基金連合会とは？

A:法律で指定された個人型確定拠出年金の実施主体です。主に①年金規約の作成、②加入者の資格の確認、③拠出限度額の管理、④掛金の取りまとめなどの業務を行います。

Q:事務委託先金融機関とは？

A:①確定拠出年金の掛金の受入れ、②加入者からの指示に基づく預金や投資信託などの購入・売却、資金決済、③加入者等の年金資産の管理、④年金・一時金の支払いなどを行っている機関(「資産管理サービス信託銀行」)です。

加入のお申出・ご相談は

興能信用金庫 業務部

電話：0768-62-8205 (9:00~17:00 金庫窓口休業日を除く)

・本資料は、確定拠出年金制度に関する一般的な情報の提供を目的として作成されたものであり、記載されている内容は平成29年1月現在のものです。
・本資料は、当金庫が信頼できると判断した情報に基づき作成されておりますが、その正確性および確実性を当金庫が保証するものではありません。
・本資料に記載された内容は、今後予告なしに変更されることがあります。
・確定拠出年金への加入等に係る最終的なご決定は、お客様ご自身の判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
・本資料の一部または全部の無断複写、複製を禁じます。